

農山漁村振興交付金（農山漁村活性化整備対策）の配分基準

制定

27 農 振 第 2342 号

平成 28 年 4 月 1 日

農林水産省農村振興局長通知

最終改正 令和 3 年 4 月 1 日付け 2 農振第 2719 号

第 1 配分基準

農山漁村振興交付金（農山漁村活性化整備対策）実施要領（平成 30 年 3 月 28 日付け 29 農振第 2311 号農村振興局長通知。以下「要領」という。）第 5 の 5 の（1）の交付対象となる活性化計画の決定及び農山漁村振興交付金（農山漁村活性化整備対策）の配分基準については、次のとおりとする。

1 前年度からの継続事業等に対する配分

農山漁村振興交付金（農山漁村活性化整備対策）の予算額の範囲内において、次に掲げる事業の実施に必要な当該年度予算額を、都道府県知事又は市町村長に配分する。

- (1) 要領第 5 の 5 の（1）の規定による交付金の交付対象となった活性化計画に基づき実施する交付対象事業のうち、その実施期間が複数年にわたるもの
- (2) 農山漁村振興交付金交付等要綱（令和 3 年 4 月 1 日付け 2 農振第 3695 号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。）附則の 3 の規定に基づき平成 28 年度以降も実施することを予定している事業

2 当該年度に提出された活性化計画に対する交付の決定及び配分

農山漁村振興交付金（農山漁村活性化整備対策）の予算額から 1 による配分額を減じた額（以下「新規配分枠」という。）の範囲内において、当該年度に提出された活性化計画（要領第 5 の 7 に基づく重要な変更を実施する活性化計画を含む。）に対する交付の決定を行い、当該計画に係る交付対象事業の実施に必要な当該年度予算額を都道府県知事又は市町村長に配分する。

なお、要領第 5 の 5 の（1）のアからウまでに掲げる審査基準を満たしている活性化計画の当該年度予算要望額の合計が、新規配分枠を超える場合においては、次の方法により交付対象計画を決定する。

- (1) 国は、要領第 5 の 5 の（1）のアからウまでに掲げる審査基準を満たしている活性化計画について、次の方法により、目標水準ポイントを付与する。

ア 事業実施計画の事業活用活性化計画目標の第 1 評価指標について、項目ごとに具体的数値目標を交付対象事業の交付金額で除した値を偏差値に換算し、15 ポイントを限度として対応する活性化計画に付与する。ただし、要領別紙に定める評価指標のうち、定住人口の維持・増加及び交流人口の増加については、算出したポイントを 2 で除した上で、対応する活性化計画に付与するものとする。

イ 同一の事業実施計画に事業活用活性化計画目標の第 2 評価指標が記載されている場合は、第 2 評価指標の記載のある活性化計画について、第 2 評価指標の項目

ごとに具体的数値目標を交付対象事業の交付金額で除した値を偏差値に換算し、5ポイントを限度として対応する活性化計画に付与する。ただし、要領別紙に定める評価指標のうち、定住人口の維持・増加及び交流人口の増加については、算出したポイントを2で除した上で、対応する活性化計画に付与するものとする。ウ ア及びイにより付与したポイントを合計し、各活性化計画の目標水準ポイントとする。

(2) 国は、(1)の目標水準ポイントと、次のポイントを合計し、その合計ポイントが高い活性化計画から順に新規配分枠の範囲内で交付対象計画の決定を行い、当該計画に係る交付対象事業の実施に必要な年度予算額を配分する。ただし、その最後の配分可能額が交付対象計画の当該年度予算要望額を下回る場合には、配分の対象としない。なお、順位付けの結果、同ポイントの活性化計画が複数ある場合には、当該活性化計画に係る交付対象事業の交付金額の合計が小さいものから順に新規配分枠の範囲内で交付対象計画を決定することとする。

ア 交付等要綱第3第1項の(1)から(9)までに掲げる対策((7)に掲げるものを除く。)が、活性化計画の関連事業として位置づけられ、同対策を実施している、又は実施する見込みがある場合には、3ポイントを加算する。

イ 要領の第5の2の(1)の事前点検シートにおいて、交付対象事業について他の施策が活用可能な場合には、5ポイントを減算する。

ウ 別紙による優先採択ポイントについて、3ポイントを限度として加算する。

第2 配分基準の考え方の見直し

本通知の配分基準の考え方については、交付対象事業別概要における事業活用活性化計画目標の設定状況など、本交付金の実施状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとする。

附 則

- 1 この通知は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この通知に伴い、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金の配分基準(平成19年8月1日付け19企第105号農林水産省大臣官房長依命通知)は廃止する。

附 則

この通知は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この通知は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この通知は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この通知は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この通知は、令和3年4月1日から施行する。

優先採択ポイントの考え方

区分	優先採択ポイントの考え方	ポイント
1	離島振興計画 離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）第 4 条第 1 項に規定する離島振興計画に基づいて実施する事業であるもの	1
2	輸出促進条件整備事業 交付対象事業のうち、輸出促進に資する事業であるもの	1
3	耕作放棄地の解消に向けた取組 計画主体が耕作放棄地の解消に向けた取組を行うもの 注： 耕作放棄地の解消に向けた取組を行う場合とは、計画主体が農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 5 条に規定する農業経営基盤強化促進基本方針又は同法第 6 条に規定する農業経営基盤強化促進基本構想に沿って取組を実施している又は事業実施期間中に実施することが確実であると見込まれる場合とする。	1
4	地域再生計画 地域再生法（平成 17 年法律第 24 号）第 5 条第 1 項に規定する地域再生計画に位置付けられている事業であるもの	1
5	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業 地域再生法第 5 条第 4 項第 2 号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業として行う事業であるもの	1
6	定住自立圏共生ビジョン 定住自立圏構想推進要綱（平成 20 年 12 月 26 日付け総行応第 39 号総務事務次官通知）第 6 に規定する定住自立圏共生ビジョンに位置付けられている事業であるもの	1
7	国土強靱化施策 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成 25 年法律第 95 号）第 13 条に規定する国土強	1

	<p>韃化地域計画に位置付けられている事業であるもの</p>	
8	<p>福祉、教育、観光等と連携した地域活性化に向けた取組</p> <p>以下の①から⑧までに該当する取組であるもの。</p> <p>①子ども農山漁村交流プロジェクトの取組であるもの</p> <p>②「農」と福祉の連携プロジェクトの取組であるもの</p> <p>③農観連携プロジェクトの取組</p> <p>④空き家・廃校活用交流プロジェクトの取組</p> <p>⑤重点「道の駅」の取組</p> <p>⑥ジオパークによる地域活性化の取組</p> <p>⑦世界農業遺産・日本農業遺産による地域活性化の取組</p> <p>⑧世界かんがい施設遺産による地域活性化の取組</p>	各 1
9	<p>女性の能力の積極的な活用</p> <p>農林水産業及び農山漁村の活性化のための女性の活躍推進について（平成 28 年 4 月 1 日付け 27 経営第 3269 号農林水産事務次官依命通知）の基本方針に基づいた取組を実施する事業であるもの</p>	1
10	<p>地域別農業振興計画</p> <p>中山間地農業ルネッサンス事業実施要綱（平成 29 年 3 月 31 日付け 28 農振第 2275 号農林水産事務次官依命通知）第 2 に規定する地域別農業振興計画に位置付けられている事業であるもの</p>	3
11	<p>次世代農業農村振興計画</p> <p>国営農地再編整備事業実施要綱（平成 7 年 4 月 1 日付 7 構造改 D 第 157 号農林水産事務次官通知）第 4 の 2 の（2）の①に規定する次世代農業農村振興計画に位置付けられている事業であるもの</p>	1
12	<p>指定棚田地域振興活動計画</p> <p>棚田地域振興法（令和元年法律第 42 号）第 10 条に規定する認定棚田地域振興活動計画に位置付けられている事業であるもの</p>	1